

# 退職により残税額を一括徴収する場合（記入例）

注意事項等

受付印 5

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
道府県民税 特別徴収

整理番号

特別徴収指定番号 4年度 宛番号	79000001
特別徴収指定番号 5年度 宛番号	12345678

課税関係氏名電話番号内線  
担当 經理課給与係  
舞鶴 花子  
0773-66-1026  
1234

所在地  
〒625-8555  
舞鶴市字北吸1044番地  
株式会社 ○○商事  
個人番号又は法人番号  
(右記めでご記入ください)  
1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1

提出  
市町村長  
令和 年 月 日

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）を「確認ください」

フリガナ ゼイキン タロウ 税金 太郎	新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 37,000 円	(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分 11 月分まで	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 12 月分 5 月分まで	異動年月日 令和 5 年 11 月 30 日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。 番号を記入 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他 2	異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付) 2
生年月日 元号 3 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 3 5 年 3 月 3 日	個人番号 4 5 6 4 5 6 4 5 6 4 5 6	住所 舞鶴市字余部上9999 綾部市相生町8888	① 特別徴収の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。） 特別徴収指定番号 担氏名電話番号 新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 番号を記入 ① 必要 ② 不要				

退職後、住所が変更になる場合は必ず記入してください。

必ず記入してください。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を 右欄に記入 18,000 円	左記の一括徴収した税額は、 11 月分(翌月10日納期限)で納入します。
---	---------------------------------------	---

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 1 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。	旧特別徴収税額欄 4年度 月分以降の月割額は 円 5年度 月分以降の月割額は 円	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者 点検
---	--	--	-----------

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F





# 転勤等により特別徴収義務者が変わる場合（記入例）

注意事項等

受付印  
5

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書  
道府県民税 特別徴収

整理番号	1
課係氏名	経理課給与係
担当氏名	舞鶴 花子
担当電話番号	0773-66-1026
担当者内線	1234
特別徴収指定番号	4年度
特別徴収指定番号	5年度
特別徴収指定番号	79000001
特別徴収指定番号	12345678

所在地  
〒625-8555  
舞鶴市字北吸1044番地

特別徴収義務者  
株式会社 ○○商事

個人番号又は法人番号  
(右詰めでご記入ください)  
1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1

給与所得者  
フリガナ 税金 太郎  
氏名 税金 太郎  
生年月日 3 1 35 年 3 月 3 日  
個人番号 4 5 6 4 5 6 4 5 6 4 5 6  
住所 舞鶴市字余部上9999  
同上

特別徴収税額 (年税額) 240,000  
徴収済税額 (イ) 80,000  
未徴収税額 (ウ) 160,000

異動年月日 令和 5 年 10 月 1 日

異動の事由  
※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

1 転勤・転籍  
2 退職  
3 死亡  
4 休職  
5 長欠  
6 支払少額  
7 支払不定期  
8 その他

異動後の未徴収税額の徴収方法  
番号を記入  
1 特別徴収継続  
2 一括徴収  
3 普通徴収 (本人が納付)

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

所在地  
〒624-0853  
舞鶴市字南田辺1番地

特別徴収指定番号 79000100

担当氏名 京都 一郎  
電話番号 0773-75-2250

フリガナ △△サンギョウカブシキカイシャ  
△△産業株式会社

法人番号 7 8 9 7 8 9 7 8 9 7 8 9 7

新しい勤務先へは、  
月割額 20,000 円 を 10 月分  
(翌月10日納期限)から納入するよう連絡済みです。  
※新しい勤務先へ月割額を連絡してください。

受給者番号  
納入書の要否

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合は、記入してください。）

番号を記入  
1. 異動年月日が1月1日  
2. 異動年月日が1月1日

新しい勤務先に、必ず連絡をとったうえで  
新勤務先の所在地・名称等を記入してください。

左記の一括徴収した税額は、

新しい勤務先に、必ず月割額の連絡をお願いします。

③ 普通徴収の場合（普通徴収にする場合は、記入してください。）

番号を記入  
異動年月日が1月1日  
1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。  
2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。  
3. 死亡による退職のため。

特別徴収処理欄	4年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市	町	村	処	理	欄